

「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）によって発電された電力（以下「再エネ電力」という。）の県内における利用拡大を図るため、小売電気事業者が提供する再エネ電力プランを広く周知し、再エネ電力への切替えに積極的な県内事業者等を応援する「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本プロジェクトは、参加する小売電気事業者に対して、一定の評価を与え、保証又は推奨することを目的とするものではない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 小売電気事業者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者

(2) 県内事業者等

県内に事業所を有する事業者及び団体

(3) 再エネ電力

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、再エネが1年間の総電力供給量の30%以上含まれる電気（FIT電気の場合は、次号に規定する再エネ証書の使用により、実質的に再エネとなる電気）

(4) 再エネ証書

非化石証書（再エネ指定）、グリーン電力証書及びJ-クレジット（再エネ電力由来）

(参加要件)

第3条 参加要件は、次の各号のとおりとする。

(1) 小売電気事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。

イ 神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。

ウ 神奈川県指名停止等措置要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指

名停止の期間内でないこと。

エ その他重大な法令違反がないこと。

(2) 神奈川県内を供給区域とし、県内事業者等に再エネ電力を供給できること。

(参加方法)

第4条 参加を希望する小売電気事業者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト参加申込書（第1号様式）
- (2) 登録する再エネ電力プランの1年間の総電力供給量の30%以上が再生可能エネルギーであることが分かる書類
- (3) 小売電気事業者として国から登録を受けたことが分かる書類
- (4) 登録する再エネ電力プラン又は小売電気事業者としての電力の販売実績を示す書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(参加の決定)

第5条 知事は、前条の規定により書類が提出されたときは、申請内容を審査し、参加を決定した場合は、参加を決定した小売電気事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、その旨をかながわ再エネ電力利用応援プロジェクト参加決定通知書（第2号様式）により通知する。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、参加を認めないことを決定した場合、当該小売電気事業者に対し、その理由を付して通知する。

(周知)

第6条 県は、参加事業者が提供する再エネ電力プラン等の情報を県ホームページ等に掲載し、広く周知する。

(実績の報告)

第7条 参加事業者は、本プロジェクトにより、県内事業者等が再エネ電力への切替えを行った場合は、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト実績報告書（第3号様式）により知事に報告するよう努める。

(参加事業者の申請内容の変更)

第8条 参加事業者は、第4条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト申請内容変更届（第4号様式）により、速やかに知事に届け出なければならない。

2 県は、前項の変更届が提出された場合にあっては、県ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

(参加の停止)

第9条 知事は、参加事業者が第3条に規定する参加要件を満たさないことが確認されたときは、参加を停止することができる。

2 当該参加事業者が、参加要件を満たした場合は、改めて本プロジェクトに参加できることとする。

(参加の取消)

第10条 知事は、参加事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参加を取り消すことができる。

- (1) 参加事業者から、参加の辞退について申し出があったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 参加事業者が小売電気事業を廃止したことを、県が確認したとき。

(参加事業者との連携)

第11条 県は、参加事業者との情報共有等を目的とした連絡会を開催することができる。

(県内事業者等への認定証の交付)

第12条 県内事業者等は、本プロジェクトにより、参加事業者と再エネ電力への切替えに係る電力需給契約を締結した場合は、次の各号に掲げる書類により報告する。

- (1) かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組報告書（第5号様式）
 - (2) 参加事業者等と電力需給契約を締結していることが分かる書類
- 2 知事は、前項の規定により県内事業者等から報告があった場合は、県内事業者等の希望に応じて、かながわ再エネ電力利用事業者認定証を交付するとともに、県ホームページ等で県内事業者等の取組事例を公表する。
- 3 本プロジェクトによらず、次の各号に該当する県内事業者等から、かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付希望があった場合は、当該各号に掲げる書類の提出を受けた上で交付する。
- (1) 既に再エネ電力への切替えを行っている県内事業者等 第1項の各号に掲げる書類
 - (2) 再エネ証書を調達することで実質的に再エネ電力を利用している県内事業者等 第1項第1号に掲げる書類及び再エネ証書を調達したことが分かる書類
- 4 かながわ再エネ電力利用事業者認定証の交付は、神奈川県暴力団排除条例第2条

第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しない事業者を対象とする。

(県内事業者等の報告内容の変更)

第13条 認定証を交付された県内事業者等(以下、「認定事業者等」という。)は、前条第1項の規定による報告内容に変更が生じた場合は、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組内容変更届出書(第6号様式)により、速やかに知事に届け出なければならない。

2 県は、前項の変更届が提出された場合にあっては、県ホームページ等で公表している情報を更新しなければならない。

(認定の取消)

第14条 知事は、認定事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者等から、かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト認定辞退届出書(第7号様式)により申し出があったとき。

(2) 取組報告書の内容に虚偽があったとき。

(3) 認定事業者等が再エネ電力の利用を停止したことを、県が確認したとき。

2 県は、前項の場合にあっては、県ホームページ等での取組事例の公表を取りやめるものとする。

(県内事業者等との連携)

第15条 県は、県内事業者等との情報共有等を目的とした連絡会を開催することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。